

委員会提出議案第 1 号

議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

みだしの件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び議会
会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出する。

令和 3 年 3 月 29 日提出

議会運営委員会

委員長 文野 慎 治

提案理由

議員が長に就任しないこととしている団体を明確にするため、この条例案を提出する
ものです。

議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

議会議員政治倫理条例（平成22年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「助成を」の次に「直接」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会議員政治倫理条例（平成22年条例第21号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 町から活動及び運営に対する補助又は助成を<u>直接</u>受けている団体等の長に就任しないこと。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 町から活動及び運営に対する補助又は助成を__受けている団体等の長に就任しないこと。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>